

定款施行細則 修正案 (2010.5.20)

現行	改定案	備考
社団法人日本循環器学会定款施行細則 平成15年3月29日制定 平成19年3月16日改定 平成20年3月29日改定	公益社団法人日本循環器学会定款施行細則 平成〇年〇月〇日制定	
第1章 総則 (目的) 第1条 この細則は定款第51条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第 1 条 この細則は定款第66条に基づき、定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。	条文番号修正
第2章 正会員 (入会手続) 第2条 本会に入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入の上、入会金及び当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。	第2章 正会員および準会員 (入会手続) 第 2 条 公益社団法人日本循環器学会(以下「本会」という。)に入会しようとするものは、入会申込書に必要事項を記入の上、入会金及び当年度の年会費を添えて本会事務局に申込まなければならない。	名称変更
(入会日) 第3条 入会日は入会承認年度の4月1日とする。	(入会日) 第 3 条 入会日は入会承認年度の4月1日とする。	
(入会承認と告知) 第4条 理事会が入会を承認した正会員について本人への通知は行わない。	(入会承認と告知) 第 4 条 理事会が入会を承認した正会員および準会員について本人への通知は行わない。	準会員追加
(正会員の権利) 第5条 正会員には次の権利がある。 (1) 総会に出席し意見を述べること。ただし、議決権を有するのは代表正会員に限る。 (2) 一定の条件を満たした者に限り、評議員選挙の選挙権及び被選挙権を得ること。 (3) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (4) 本会の発行する機関誌 Circulation Journal及びその他学術刊行物の配布を受けること。 (5) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知を受けること。 (6) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。	(正会員の権利) 第 5 条 正会員には次の権利がある。 (1) 社員総会に出席し意見を述べること。 (2) 社員選挙の選挙権及び被選挙権を得ること。 (3) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。 (4) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布を受けること。 (5) 本会の総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知を受けること。 (6) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。	代表正会員を「社員」に修正 「一定の条件を満たした者に限り」を削除
	(準会員の権利) 第 6 条 準会員には次の権利がある。 (1) 社員総会に出席し意見を述べること。 (2) 本会の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと。	固有名詞は取る
		準会員の権利を新設 選挙権無し

	(3) 本会の発行する学会学術誌及びその他の学術刊行物の配布を受けること。 (4) 本会の社員総会議事の要領及び議決した事項について、会告にて通知をうけること。 (5) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。	
(機関誌等の配布) 第6条 当該年度の会費を納めた正会員は、その年度の4月から翌年3月に至るまでの本会機関誌Circulation Journalその他学術刊行物の配布をうける。 2.新たに正会員となったものには、入会手続き完了の翌月から機関誌等を配布する。 3.次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、機関誌等の配布は停止される。	(機関誌等の配布) 第 7 条 当該年度の会費を納めた正会員および準会員は、その年度の4月から翌年3月に至るまでの本会学会学術誌その他学術刊行物の配布をうけることができる。 2.新たに正会員または準会員となった者は、入会手続き完了の翌月から学会学術誌等の配布を受けることができる。 3.次条に定める納入期限までに会費の納入がないときは、学会学術誌等の配布は停止される。	雑誌配布を任意とする 同上
(会費納入期限) 第7条 定款に定める会費は、当該年度の3月31日までに納めなければならない。	(会費納入期限) 第 8 条 定款に定める会費は、当該年度の3月31日までに納めなければならない。	
(会費滞納による正会員資格喪失) 第8条 会費の滞納が2ヵ年を越えるときは、滞納が生じた年度から正会員の資格を喪失する。	(会費滞納による会員資格喪失) 第 9 条 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または準会員の資格を喪失する。	語句修正
(滞納会費の受入れ) 第9条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該年度の会費として受入れる。この場合、入会金の納入を要する。 2.滞納により停止された期間の機関誌等の配布はうけられない。	(滞納会費の受入れ) 第 10 条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員または準会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受入れる。この場合、入会金の納入を要する。 2.滞納により停止された期間の機関誌等の配布はうけられない。	当該年度を明確化
第3章 名誉会員・特別会員	第3章 名誉会員・特別会員	
(推 薦) 第10条 名誉会員・特別会員に推薦される者は、年齢満65歳以上で、本会の発展に多年功労のあった正会員とする。 2.理事長は、推薦された者を理事会に諮り、評議員会の承認を経て総会に報告する。 3.理事会は、理事長を委員長とする委員若干名を委嘱し、その推薦を委任することができる。	(推 薦) 第 11 条 名誉会員・特別会員は、年齢満65歳以上の正会員から理事会が推薦する。 2. 代表理事は被推薦者を理事会に諮り、社員総会にて承認を受ける。 3.理事会は、代表理事を委員長とする委員若干名を委嘱し、その推薦を委任することができる。	定款と重複する部分を削除 評議員会を削除
(処 遇) 第11条 名誉会員及び特別会員の称号は、終身称号とし、会費の納入を免除するほかは、正会員として処遇する。	(処 遇) 第 12 条 名誉会員及び特別会員の称号は終身とする。	項目を分離

2. 名誉会員及び特別会員は、評議員会に出席して意見をのべることができる。ただし、議決権は有しない。		
	2. 名誉会員及び特別会員は会費の納入を要しない。 3. 名誉会員及び特別会員は社員総会に出席して意見を述べる ことができる。	
	(国際名誉会員の処遇) 第 13 条 国際名誉会員の称号は、終身称号とし、会費の納入を免除する。 2. その他の処遇に関する詳細は、理事会で定める。	新規 新規
第4章 賛助会員	第4章 賛助会員	
(細則の準用)	(細則の準用)	
第12条 第2条(入会手続)、第3条(入会日)、第4条(入会承認と告知)、第6条(機関誌等の配布)、第7条(会費納入期限)、第8条(会費滞納による正会員資格喪失)及び第9条(滞納会費の受入れ)については賛助会員に準用する。	第 14 条 第2条(入会手続)、第3条(入会日)、第4条(入会承認と告知)、第7条(機関誌等の配布)、第8条(会費納入期限)、第9条(会費滞納による会員資格喪失)及び第10条(滞納会費の受入れ)については賛助会員に準用する。	条文番号を調整
(賛助会員の権利)	(賛助会員の権利)	
第13条 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の発行する機関誌 Circulation Journal その他学術刊行物の配布をうけること。 (2) 本会の総会議事要領及び議決した事項について、会告にて通知をうけること。 (3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。	第 15 条 賛助会員には次の権利がある。 (1) 本会の発行する学会学術誌その他の学術刊行物の配布をうけること。 (2) 本会の総会議事要領及び議決した事項について、会告にて通知をうけること。 (3) 本会ホームページの会員限定ページを閲覧すること。	
第5章 支部 (設置)	第5章 支部 (設置)	
第14条 定款第3条に基づき、北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国及び九州の9地区に支部を設置する。 2. 各支部の名称は、日本循環器学会○○支部とする。 3. 各支部は、各地区内に事務局を置く。	第 16 条 定款第3条に基づき、北海道、東北、関東甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国及び九州の9地区に支部を設置する。 2. 各支部の名称は、日本循環器学会○○支部とする。 3. 各支部は、各地区内に事務局を置く。 4. 各支部は、会則を定め、本会理事会にて承認を受けなければならない。	支部会則制定義務と 理事会承認を明示
(会 員)	(会 員)	
第15条 各支部の会員は、該当地区に勤務地または住居のある本会正会員とする。 2. 賛助会員は、所属する支部をもたない。よって、次条に定める支部年会費の納入を要しない。	第 17 条 各支部の会員は、該当地区に勤務地または住居のある正会員および準会員とする。 2. 賛助会員は、所属する支部をもたない。	「本会」を削除 「支部年会費」項目は削除

3.海外に住居のある本会正会員は、支部の会員と見なさない。よって、次条に定める支部年会費の納入を要しない。ただし、本会に留学申請を行った者は、本人が望む支部の会員と見なし、支部年会費の納入を要す。	3.海外に住居のある正会員および準会員は、支部の会員と見なさない。ただし、本会に留学申請を行った者は、本人が望む支部の会員と見なす。	「支部年会費」項目は削除
(年会費) 第16条 支部の年会費は2,000円とし、本会正会員が支払う年会費13,000円と併せて支払うものとする。	(年会費) [削除]	・「支部年会費」項目は削除
(役員) 第17条 支部は、各支部が定める会則に基づき、支部会員の中から支部長、支部監事、支部幹事、支部評議員を選任する。 2.前項の支部長は本会理事でなければならない。	(役員) 第 18 条 支部は、各支部が定める会則に基づき、支部会員の中から支部長、支部監事及び支部幹事を選任する。 2.前項の支部長は理事でなければならない。	「支部評議員」を削除 「本会」を削除
(会議) 第18条 支部は、各支部が定める会則に基づき、支部役員会、支部評議員会、支部総会を開催する。	(会議) 第 19 条 支部は、各支部が定める会則に基づき、支部役員会及び支部総会を開催する。	「支部評議員会」を削除
(会計) 第19条 支部の会計年度は本会に準ずる。 2.支部の会計は、各支部が定める会則に基づき、支部会員の年会費、本会からの補助金、支部が開催する学術集会の参加費等により行う。 3.支部の年会費は、本会正会員の年会費と同時に徴収し、各支部に分配される。 4.支部長は毎年1回、事業計画および収支予算、会計収支報告を理事長に提出しなくてはならない。	(会計) 第 20 条 支部の会計年度は本会に準ずる。 2.支部の会計は、各支部が定める会則に基づき、本会からの補助金、支部が開催する学術集会の参加費等により行う。 [削除] 3.支部長は毎年1回、事業報告書、事業計画書および収支予算書、会計収支報告を代表理事に提出しなくてはならない。	「支部会員の年会費」を削除 「支部年会費」を削除
(事業) 第20条 支部は毎年1回以上の学術集会を開催する。開催にあたり、次項のことを順守する。 (1) 支部で開催する学術集会の名称は、第××回日本循環器学会○○地方会とする。支部合同で開催する学術集会の名称は、開催回数が同一の場合は、第××回日本循環器学会○○○○合同地方会とし、開催回数異なる場合は、日本循環器学会第××回○○・第××回○○合同地方会とする。 (2) 支部は、地方会に関する事項を本会に報告し、その抄録を本会機関誌に掲載するため本会に提出する。 (3) 賛助会員から地方会への参加の申し出があった場合、正会員に準じて処遇する。 2.その他、各支部が定める会則の目的を達成するために必要な事業を行う。	(事業) 第 21 条 支部は毎年1回以上の学術集会を開催する。開催にあたり、以下の項目を順守する。 (1)支部で開催する学術集会の名称は、第××回日本循環器学会○○地方会とする。支部合同で開催する学術集会の名称は、開催回数が同一の場合は、第××回日本循環器学会○○○○合同地方会とし、開催回数異なる場合は、日本循環器学会第××回○○・第××回○○合同地方会とする。 (2)支部は、地方会に関する事項を本会に報告し、その抄録を本会に提出する。 (3)賛助会員から地方会への参加の申し出があった場合、正会員に準じて処遇する。 2.その他、各支部が定める会則の目的を達成するために必要な事業を行う。	文言修正 「本会機関誌に掲載するため」を削除

(監査) 第21条 支部監事は、毎年1回支部業務執行状況及び会計の監査を行い、支部長を通じて理事長に監査報告を提出しなくてはならない。	(監査) 第 22 条 支部監事は、毎年1回支部業務執行状況及び会計の監査を行い、支部長を通じて代表理事に監査報告を提出しなくてはならない。	
第6章 会費 (入会金) 第22条 本会の入会金は、次のとおりとする。 (1) 正会員 2,000円 (2) 賛助会員 10,000円	第6章 会費 (入会金) 第 23 条 本会の入会金は、次のとおりとする。 (1) 正会員 2,000円 (2) 準会員 2,000円 (3) 賛助会員 10,000円	準会員を追加
(年会費) 第23条 本会の年会費は、次のとおりとする。 (1) 正会員 13,000円(別に支部年会費2,000円を要する) (2) 賛助会員 50,000円	(年会費) 第 24 条 本会の年会費は、次のとおりとする。 (1) 正会員 15,000円 (2) 準会員 8,000円 (3) 賛助会員 50,000円	支部会費を本会費に組み込む ・準会員を追加 ・準会員年会費は半額
第7章 役員、評議員及び正会員代表の選任 (理事の定数) 第24条 理事の定数は定款第13条による。 2. 理事のうち、2名は外科系を専門とする。 3. 支部ごとに選出すべき理事の定数は、前項に定める数を理事の定数より差し引いて、理事会で定める。	第7章 役員及び社員の選任 (理事の定数) 第 25 条 定款第26条に定める理事のうち、25名を支部ごとの選挙により選出する。 2. 支部ごとに選出すべき理事の数は、各支部の会員数に基づき、理事会で定める。 3. 第1項により選出した理事に加えて、全国区の選挙により5名以内の理事を選出することができる。	評議員を削除 従来の支部別選挙 定数は理事会決定 支部選挙枠以外の専門を意識した全国枠
(外科系理事の選出) 第25条 前条第2項に定める理事の選出は、評議員会に出席した評議員の無記名投票により行う。 2. 2名のうち、1名を東日本地区、1名を西日本地区から選出する。 3. 前項に定める東日本地区とは、北海道・東北・関東甲信越・東海の各支部とする。 4. 前項に定める西日本地区とは、北陸・近畿・中国・四国・九州の各支部とする。 5. 投票は、評議員会場にて第3項および第4項に定める地区別に行う。 6. 議長は開票に際し、評議員より各地区2名ずつの立会人を指名する。	[削除] [削除] [削除] [削除] [削除] [削除]	全国区選挙に移行

7.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 8.得票数が同票の者が出た場合、決戦投票とする。 9.外科系会長が外科系理事に選出されなかった場合は、会長就任期間中、第2項に定める会長の属する選挙地区選出の当選理事と交代する。 10.理事の資格は、就任年度の4月1日現在で64才未満とする。	[削除] [削除] [削除] [削除]	
(その他の理事の選出) 第26条 第24条第3項に定める理事の選出は、評議員会に出席した評議員の無記名投票により行う。 2.投票は、評議員会会場にて支部別に行う。 3.議長は開票に際し、評議員より各支部2名ずつの立会人を指名する。 4.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 5.得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。 6.外科系以外の会長が外科系以外の理事に選出されなかった場合は、会長就任期間中、その支部選出の最下位当選理事と交代する。 7.理事の資格は、就任年度の4月1日現在で64才未満とする。	(支部選出理事の選出) 第 26 条 前条第1項に定める理事の選出は、役員等選出委員会に出席した社員の無記名投票により行う。 2.投票は、役員等選出委員会会場にて支部別に行う。 3.議長は開票に際し、社員より各支部2名ずつの立会人を指名する。 4.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 5.得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。 [削除] 6.理事の資格は、就任年度の4月1日現在で64歳未満とする。	「支部選出理事」に改称 用語修正 用語修正 用語修正 外科系は全国区選挙に移動
(その他の理事の選出地区) 第27条 前条に定める理事の選出地区は、9支部(別表1)とする。	(支部選出理事の選出地区) 第 27 条 前条に定める理事の選出地区は、9支部(別表1)とする。	
(理事の選任) 第28条 理事は、評議員会で選出し、総会で選任する。	[削除]	上記条文と重複するため削除
	(全国区選出理事の選出) 第 28 条 定款施行細則第25条第3項に定める理事の選出は、第定款施行細則第26条により選出された理事を除いた社員から選出前項の理事の選出は、役員等選出委員会に出席した社員の無記名投票により行う。 2.投票は、役員等選出委員会会場にて全国を一地区として行う。 3.議長は開票に際し、社員より2名の立会人を指名する。 4.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 5.得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。 6.理事の資格は、就任年度の4月1日現在で64歳未満とする。	「全国区選出理事」を新設 (専門分野等の詳細は理事会で定める) 全国を一地区とする

(理事の任期) 第29条 理事の任期は、選任された総会開催日の翌日から2年後の総会開催日までとする。	[削除]	定款と重複で削除
(理事長の選出) 第30条 理事長の選出は、評議員会時に選出された新理事の互選により行う。	(代表理事の選出) 第 29 条 代表理事の選出は、役員等選出委員会時に選出された新理事の互選により行う。	用語修正
(理事長の選任) 第31条 理事長の選任は定款第14条による。	[削除]	定款と重複で削除
(監事の定数) 第32条 監事の定数は定款第13条による。	[削除]	定款と重複で削除
(監事の選出) 第33条 監事の選出は、評議員会に出席した評議員の無記名投票により行う。 2.投票は、評議員会会場にて行う。 3.議長は開票に際し、評議員より2名の立会人を指名する。 4.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 5.得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。 6.監事の資格は、就任年度の4月1日現在で64才未満とする。	(監事の選出) 第 30 条 監事の選出は、役員等選出委員会に出席した社員の無記名投票により行う。 2.投票は、役員等選出委員会会場にて行う。 3.議長は開票に際し、社員より2名の立会人を指名する。 4.立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を報告する。 5.得票数が同票の者が出た場合、決選投票とする。 6.監事の資格は、就任年度の4月1日現在で64歳未満とする。	用語修正 用語修正 用語修正
(監事の選任) 第34条 監事の選任は定款第14条による。	[削除]	定款と重複で削除
(監事の任期) 第35条 監事の任期は、選任された総会開催日の翌日から2年後の総会開催日までとする。		定款と重複で削除
(中央選挙管理委員会の設置) 第36条 理事会は、中央選挙管理委員会を設置することができる。 2.中央選挙管理委員は、理事会において定める。 3.委員長は、選挙実施年度の会長とする。 4.中央選挙管理委員会は、各支部の評議員選挙を統括する。	(中央選挙管理委員会の設置) 第 31 条 理事会は、中央選挙管理委員会を設置することができる。 2.中央選挙管理委員は、理事会において定める。 3.委員長は、選挙実施年度の監事とする。 4.中央選挙管理委員会は、各支部の社員選挙を統括し、各支部における選挙結果を理事会に報告する。	選挙に理事が関与できないため「監事」とする 「社員」に修正
	第 32 条 (支部選挙管理委員会の設置) 各支部は、支部選挙管理委員会を設置することができる。 2.支部選挙管理委員は、各支部において定める。 3.委員長は、選挙実施年度の支部監事とする。	支部選管の規定を追 選挙に理事が関与できないため「支部監事」とする

	4.支部選挙管理委員会は、支部における社員選挙を実施し、結果を中央選挙管理委員会に報告する。	
(評議員の区分と専門分野) 第37条 評議員はその選出の方法により、支部ごとの正会員の選挙によって選出される評議員(以下「支部選出評議員」という)と、この選挙の後に理事会での推薦により選出される評議員(以下「推薦評議員」という)とに区分して選出する。 2. 支部毎の評議員の定数は、選挙年の前年度の基準日(12月31日)における各支部の正会員総数の比例按分した数(以下、「比例按分した数」という。)とし、理事会で定める。 3. 各支部における評議員のうち、外科系を専門とする評議員の割合は、比例按分した数の1割以上でなければならない。 4. 各支部における評議員のうち、内科系および外科系以外を専門とする評議員の割合は、比例按分した数の5分以上とすることが望ましい。	(社員の区分と専門分野) 第 33 条 社員は、支部ごとの正会員の選挙によって、正会員から選出する。 2. 支部毎の社員の定数は、選挙年の前年度の基準日(12月31日)における各支部の正会員総数の比例按分した数(以下、「比例按分した数」という。)とし、理事会で定める。 3. 各支部における社員のうち、外科系を専門とする社員の割合は、比例按分した数の1割以上でなければならない。 4. 各支部における社員のうち、内科系あるいは外科系以外を専門とする社員の割合は、比例按分した数の5分以上とすることが望ましい。	・「社員」に修正 ・「推薦評議員」は廃止(理事は選出に関われないため) (選挙の詳細は理事会で定める) 「社員」に修正 「社員」に修正 「社員」に修正
(支部選出評議員の定数)		
第38条 支部選出評議員の定数は、理事会で定め、総数200名とする。	[削除]	選管の認定で選任とする
2.支部選出評議員数の支部ごとの配分は、理事会で定め	[削除]	同上
(支部選出評議員の選出)		
第39条 支部選出評議員は、支部選挙管理委員会により選出する。	[削除]	同上
2.支部選出評議員の資格は、就任年度の4月1日現在で65才未満とする。	[削除]	同上
(支部選出評議員の選任)		
第40条 支部選出評議員は、総会で選任する。	[削除]	同上
(推薦評議員の定数)		
第41条 推薦評議員の数は、理事会で定め50名とする。	[削除]	同上
2.推薦評議員数の支部ごとの配分は比例按分数とし、理事会で定める。	[削除]	"
(推薦評議員の選出)		
第42条 各支部は、前条に定める数の推薦候補者を理事長に提出する。この場合の推薦候補者は正会員であることを要す。	[削除]	"
2. 理事会は、推薦候補者をもとに推薦評議員を選出する。	[削除]	"

3.その他に若干名の推薦評議員を、循環器学周辺の専門分野から理事会で選出する。この場合の推薦候補者は正会員としての入会を要す。	[削除]	"
4.推薦評議員の資格は、就任年度の4月1日現在で65才未満とする。	[削除]	"
(推薦評議員の選任) 第43条 理事会で選出された推薦評議員は、総会にて選任する。	[削除]	"
(評議員の任期) 第44条 評議員の任期は、定款第19条による。ただし次条の定年に該当する評議員はこの限りでない。	(社員の任期) 第 34 条 社員の任期は、定款第13条による。ただし次条の定年に該当する社員はこの限りでない。	「社員」に修正
(評議員の定年) 第45条 評議員の定年は65歳とし、当該年齢に達した年度の総会開催日をもって退任とする。	(社員の定年) 第 35 条 社員の定年は65歳とし、当該年齢に達した年度の総会開催日をもって退任とする。	「社員」に修正 「社員」に修正
(評議員の欠員補充) 第46条 次の各号の理由により評議員に欠員が生じる場合は、補充を行う。 (1)前条の定年による退任 (2)定款第10条による正会員資格喪失	(社員の欠員補充) 第 36 条 次の各号の理由により社員に欠員が生じる場合は、補充を行う。 (1)前条の定年による退任 (2)定款第9条による正会員資格喪失	「社員」に修正 条数修正
(評議員欠員補充人員の選出) 第47条 支部選出評議員の欠員補充人員選出方法は、支部選挙管理委員会に委ねる。 2.推薦評議員の欠員補充人員は、理事会にて選出する。	(社員欠員補充人員の選出) 第 37 条 社員の欠員補充人員は、欠員が生じた地区における次点者とする。 [削除]	「社員」に修正 推薦評議員は廃止
(正会員代表の定数) 第48条 各支部の正会員代表の定数は当該地区の支部選出評議員と同数とする。	(正会員代表の定数) [削除]	
(正会員代表の選出) 第49条 正会員代表の選出は、各支部の評議員選挙時に行い、選出方法は各支部に委ねる。 2.正会員代表は、評議員と重複しないものとする。 3.正会員代表の資格は、就任年度の4月1日現在で65才未満とする。	(正会員代表の選出) [削除] [削除] [削除]	
(正会員代表の選任) 第50条 選出された正会員代表は、総会にて選任する。	(正会員代表の選任) [削除]	
(正会員代表の任期) 第51条 正会員代表の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし次条の定年に該当する正会員代表はこの限りでない。	(正会員代表の任期) [削除]	「正会員代表」は廃止
(正会員代表の定年) 第52条 正会員代表の定年は、65歳とし、当該年齢に達した年度の総会開催日をもって退任とする。	(正会員代表の定年) [削除]	

(正会員代表の欠員補充) 第53条 次の各号の理由により正会員代表に欠員が生じる場合は、補充を行う。 (1) 前条の定年による退任 (2) 定款第10条による正会員資格喪失	(正会員代表の欠員補充) [削除] [削除] [削除]	
(正会員代表欠員補充人員の選出) 第54条 正会員代表の欠員補充人員選出方法は、各支部に委ねる。 2. 正会員代表の資格は、就任年度の4月1日現在で65才未満とする。	(正会員代表欠員補充人員の選出) [削除] [削除]	
(補 則) 第55条 この規程で選任された、役員、評議員及び正会員代表は、定款第28条の本会の代表正会員として総会に出席するものとする。	(補 則) [削除]	
(地区の移動) 第56条 評議員および正会員代表または役員（以下「評議員等」という。）がその任期中に選出された地区とは別の地区へ移動した場合、その後は移動先の地区にて活動する。	(地区の移動) 第 38 条 社員がその任期中に選出された地区とは別の地区へ移動した場合、その後は移動先の地区に属するものとする。	「社員」に修正
(移動に伴う補充等) 第57条 評議員等の地区移動により、当該地区の評議員総数が選挙時の定数から減少した場合であっても、当該減少地区における評議員等の補充は行わない。 2) 評議員等の地区移動により、当該地区の評議員総数が選挙時の定数から増加した場合、当該地区は次の選挙までその増加した定数によって評議員等の補充を行う。	(移動に伴う補充等) 第 41 条 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から減少した場合であっても、当該減少地区における社員の補充は行わない。 2. 社員の地区移動により、当該地区の社員総数が選挙時の定数から増加した場合、当該地区は次の選挙までその増加した定数によって社員の補充を行う。	「社員」に修正 「社員」に修正
(所属地区) 第58条 役員選挙における評議員の所属地区は、本人の申告の有無に関わらず、選挙が行われる年の3月1日現在（以下「基準日」という）をもって辞令が発出されている勤務先の属する地区とする。 2) 評議員が複数地区にまたがって勤務先を所持している場合には、基準日における主たる勤務先を基準日以降1週間以内に学会事務局に申告するものとする。ただし、主たる勤務先の申告がない場合には、選出された地区に属するものとする。	(所属地区) 第 42 条 役員選挙における社員の所属地区は、本人の申告の有無に関わらず、選挙が行われる年の3月1日現在（以下「基準日」という）をもって辞令が発出されている勤務先の属する地区とする。 2. 社員が複数地区にまたがって勤務先を所持している場合には、基準日における主たる勤務先を基準日以降1週間以内に学会事務局に申告するものとする。ただし、主たる勤務先の申告がない場合には、選出された地区に属するものとする。	「社員」に修正 「社員」に修正
(選挙権・被選挙権) 第59条 役員選挙における評議員の選挙権・被選挙権においては、当該役員の就任年度において評議員である者が、前条に定める所属地区において行使するものとする。	(選挙権・被選挙権) 第 43 条 役員選挙における社員の選挙権・被選挙権においては、当該役員の就任年度において社員である者が、前条に定める所属地区において行使するものとする。	「社員」に修正

(支部長) 第60条 理事の移動に伴い支部長が空席となったときは、当該地区の理事の中からすみやかに後任の支部長を選出するものとする。 2) 前項の規定にかかわらず、当該地区に他に理事がない場合は、当該地区の評議員からすみやかに支部長代理を選出するものとする。	(支部長) 第 44 条 理事の移動に伴い支部長が空席となったときは、当該地区の理事の中からすみやかに後任の支部長を選出するものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、当該地区に他に理事がない場合は、当該地区の社員からすみやかに支部長代理を選出するものとする。	「社員」に修正																																								
別表1. 選挙区 <table><tr><td>支部</td><td>都道府県名</td></tr><tr><td>北海道</td><td>北海道</td></tr><tr><td>東北</td><td>青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城</td></tr><tr><td>関東甲信越</td><td>茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨</td></tr><tr><td>東海</td><td>愛知, 岐阜, 静岡, 三重</td></tr><tr><td>北陸</td><td>石川, 富山, 福井</td></tr><tr><td>畿内</td><td>大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山</td></tr><tr><td>中国</td><td>岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口</td></tr><tr><td>四国</td><td>愛媛, 香川, 高知, 徳島</td></tr><tr><td>九州</td><td>大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎</td></tr></table>	支部	都道府県名	北海道	北海道	東北	青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城	関東甲信越	茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨	東海	愛知, 岐阜, 静岡, 三重	北陸	石川, 富山, 福井	畿内	大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山	中国	岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口	四国	愛媛, 香川, 高知, 徳島	九州	大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎	別表1. 選挙区 <table><tr><td>支部</td><td>都道府県名</td></tr><tr><td>北海道</td><td>北海道</td></tr><tr><td>東北</td><td>青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城</td></tr><tr><td>関東甲信越</td><td>茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨</td></tr><tr><td>東海</td><td>愛知, 岐阜, 静岡, 三重</td></tr><tr><td>北陸</td><td>石川, 富山, 福井</td></tr><tr><td>畿内</td><td>大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山</td></tr><tr><td>中国</td><td>岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口</td></tr><tr><td>四国</td><td>愛媛, 香川, 高知, 徳島</td></tr><tr><td>九州</td><td>大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎</td></tr></table>	支部	都道府県名	北海道	北海道	東北	青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城	関東甲信越	茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨	東海	愛知, 岐阜, 静岡, 三重	北陸	石川, 富山, 福井	畿内	大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山	中国	岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口	四国	愛媛, 香川, 高知, 徳島	九州	大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎	
支部	都道府県名																																									
北海道	北海道																																									
東北	青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城																																									
関東甲信越	茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨																																									
東海	愛知, 岐阜, 静岡, 三重																																									
北陸	石川, 富山, 福井																																									
畿内	大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山																																									
中国	岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口																																									
四国	愛媛, 香川, 高知, 徳島																																									
九州	大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎																																									
支部	都道府県名																																									
北海道	北海道																																									
東北	青森, 秋田, 岩手, 福島, 山形, 宮城																																									
関東甲信越	茨城, 神奈川, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 栃木, 長野, 新潟, 山梨																																									
東海	愛知, 岐阜, 静岡, 三重																																									
北陸	石川, 富山, 福井																																									
畿内	大阪, 京都, 滋賀, 奈良, 兵庫, 和歌山																																									
中国	岡山, 島根, 鳥取, 広島, 山口																																									
四国	愛媛, 香川, 高知, 徳島																																									
九州	大分, 沖縄, 鹿児島, 熊本, 佐賀, 長崎, 福岡, 宮崎																																									
第8章 会議 (理事会の招集手続) 第61条 理事会の招集は、少なくとも5日以前に、その会議に付すべき事項、日時、及び場所を記載した書面をもって通知する。	第8章 会議 (理事会の招集手続) [削除]	定款に移動																																								
(理事会の出席者) 第62条 理事長は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。	(理事会の出席者) 第 45 条 代表理事は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。																																									
(評議員会の招集手続) 第63条 評議員会の招集は、少なくとも5日以前に、その会議に付すべき事項、日時、及び場所を記載した書面をもって通知する。	(評議員会の招集手続) [削除]	評議員会は廃止																																								
(評議員会の出席者) 第64条 会長は必要あるときは評議員以外の者の評議員会への出席を求めることができる。ただし、評議員以外の者は議決権を有しない。	(評議員会の出席者) [削除]																																									
第9章 委員会 (委員会の設置) 第65条 別に定めるもののほか、本会に置く委員会は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会	第9章 委員会 (委員会の設置) 第 46 条 別に定めるもののほか、本会に置く委員会は、次のとおりとする。 (1) 総務委員会																																									

(2) 財務委員会 (3) 編集委員会 (4) 学術委員会 (5) 専門医制度委員会 (6) 教育研修委員会 (7) 健保対策委員会 (8) 心臓移植委員会 (9) 医療安全・医療倫理委員会 (10) 情報広報委員会 (11) 国際交流委員会 (12) 学術集会運営委員会 (13) 支部長会議 (14) 予算委員会 (15) 循環器救急医療委員会 (16) 国内交流委員会 (17) コメディカル委員会	(2) 財務委員会 (3) 編集委員会 (4) 学術委員会 (5) 専門医制度委員会 (6) 教育研修委員会 (7) 健保対策委員会 (8) 心臓移植委員会 (9) 医療安全・医療倫理委員会 (10) 情報広報委員会 (11) 国際交流委員会 (12) 学術集会運営委員会 (13) 支部長会議 (14) 予算委員会 (15) 循環器救急医療委員会 (16) 国内交流委員会 (17) コメディカル委員会 (18) 学術集会プログラム委員会 (19) 医道委員会 (20) 利益相反委員会 (21) 男女共同参画委員会	追加 追加 追加 追加
(部会・小委員会の設置) 第66条 前条の委員会は、必要に応じて部会、小委員会を組織することができる。	(部会・小委員会の設置) 第 47 条 前条の委員会は、必要に応じて部会、小委員会を組織することができる。	
(委員会内規) 第67条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会内規を作成し、理事会の承認を得なければならない。	(委員会内規) 第 48 条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会内規を作成し、理事会の承認を得なければならない。	
(委員会の構成) 第68条 第65条の委員会は、委員長1名、幹事1名、委員若干名で組織する。 2. 委員長は理事長が理事の中から指名し、理事会の議を経て選任する。 3. 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。 4. 副委員長、委員、幹事は委員長が指名し、理事会の議を経て選任する。 5. 幹事は必要に応じて複数名おくことができる。	(委員会の構成) 第 49 条 第47条に定める委員会は、委員長1名および委員若干名で組織する。 2. 委員長は代表理事が理事の中から指名し、理事会の議を経て選任する。 3. 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。 4. 副委員長、委員、幹事は委員長が指名し、理事会の議を経て選任する。 5. 幹事は必要に応じて1名以上をおくことができる。	幹事の必置を削除 1名以上に修正；置かなくても良い
第10章 学術集会 (年次学術集会) 第69条 年次学術集会は、毎年1回、総会開催地において、会長が主宰して開催する。	第10章 学術集会 (年次学術集会) 第 50 条 年次学術集会は、毎年1回、総会開催地において、会長が主宰して開催する。	

2.前項の学術集会は、第××回日本循環器学会学術集会（英文表示 The ××th Annual Scientific Meeting of the Japanese Circulation Society）と呼称する。 3.理事会が必要と認めたときは、臨時の学術集会を開くことができる。	2.前項の学術集会は、第××回日本循環器学会学術集会（英文表示 The ××th Annual Scientific Meeting of the Japanese Circulation Society）と呼称する。 3.理事会が必要と認めたときは、臨時の学術集会を開くことができる。	
（出題者） 第70条 学術集会に演題を提出するものは、共同研究者を含め、本会の正会員に限る。ただし、会長の認める者はこの限りでない。	（出題者） 第 51 条 学術集会に演題を提出するものは、共同研究者を含め、本会の賛助会員以外の会員でなければならない。ただし、会長の認める者はこの限りでない。	準会員を追加 表記を若干変更
（講演抄録） 第71条 学術集会における講演抄録は、機関誌に掲載しなければならない。	（講演抄録） 第 52 条 学術集会における講演抄録は、学会学術誌に掲載しなければならない。	
（主題の選定・演題の採択） 第72条 学術集会の主題及び演題の選定及び採択は、会長が裁量する。 2.前項に関し会長は、委員を選び諮問することができる。	（主題の選定・演題の採択） 第 53 条 学術集会の主題及び演題の選定及び採択は、会長が裁量する。 2.前項に関し会長は、委員を選び諮問することができる。	
（参加費） 第73条 会長は学術集会の開催費用として、参加費を徴収することができる。参加費収入は、学術集会特別会計に計上する。	（参加費） 第 54 条 会長は学術集会の開催費用として、参加費を徴収することができる。参加費収入は、学術集会特別会計に計上する。	
第11章 機関誌その他刊行物 （名 称） 第74条 本会が発行する機関誌の名称は、Circulation Journal（略称Circ J）とする。	第11章 学会学術誌その他刊行物 （名 称） 第 55 条 本会が発行する学会学術誌の名称は、Circulation Journal（略称Circ J）とする。	
（内 容） 第75条 Circulation Journalは循環器学及びその関連分野に関する投稿論文を掲載するほか、学術集会記録、会務公告その他編集委員会が承認した事項を掲載する。 2.前項の投稿論文は、編集委員会における査読を経なければならない。	（内 容） 第 56 条 Circulation Journalは循環器学及びその関連分野に関する投稿論文を掲載するほか、学術集会記録、会務公告その他編集委員会が承認した事項を掲載する。 2.前項の投稿論文は、編集委員会における査読を経なければならない。	
（発 行） 第76条 Circulation Journalは英文誌とし、毎月1回発行とする。 2.Circulation Journal Supplementは毎年数回発行とする。	（発 行） 第 57 条 Circulation Journalは英文誌とし、毎月1回発行とする。 2.Circulation Journal Supplementは毎年数回発行とする。	
（その他刊行物） 第77条 理事会の承認を経たときは、機関誌以外の学術刊行物を編集し、発行することができる。	（その他刊行物） 第 58 条 理事会の承認を経たときは、学会学術誌以外の学術刊行物を編集し、発行することができる。	
（有料配布）	（有料配布）	

第78条	機関誌その他刊行物は理事会において定価を定め、販売することができる。	第 59 条	学会学術誌その他刊行物は理事会において定価を定め、販売することができる。	
(寄 贈)		(寄 贈)		
第79条	機関誌その他刊行物は総務委員会が承認した件に限り、寄贈することができる。	第 60 条	学会学術誌その他刊行物は総務委員会が承認した件に限り、寄贈することができる。	
(転用・転載の許諾)		(転用・転載の許諾)		
第80条	本会刊行物の掲載内容を外部の団体・企業等の刊行物に転用または転載する場合は、担当委員会の許諾を得なければならない。	第 61 条	本会刊行物の掲載内容を外部の団体・企業等の刊行物に転用または転載する場合は、担当委員会の許諾を得なければならない。	
附 則		附 則		
1.この細則は、平成15年3月29日より施行する。		1.この細則は、定款の施行日より施行する。		
2.この細則の改廃は、理事会、評議員会及び総会の議決を経なければならない。		2.この細則の改廃は、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。		評議員会を削除